

発議案第 28 号

女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 6 年 9 月 17 日

八千代市議会議長 末 永 隆 様

提出者	八千代市議会議員	飯 川 英 樹
賛成者	八千代市議会議員	堀 口 明 子
	同	三 田 登
	同	伊 原 忠

提案理由

国に対し、女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

国際連合は、女子差別撤廃条約の実効性を高め、女性が抱える問題を解決するため、１９９９年に総会で選択議定書を採択した。現在１１５か国が批准しているが、日本政府はいまだに批准していない。

選択議定書は、女子差別撤廃委員会による個人通報制度と調査制度を設けている。選択議定書を批准することで、締約国は被害者救済に向け具体的な措置を講ずるよう委員会から要請されるため、国際的な人権基準に基づいた女性の人権侵害の救済や性別による不平等の是正が期待されている。

２０２０年１２月に閣議決定された国の第５次男女共同参画基本計画では、「諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、我が国は国際的に大きく差を広げられている。まずは諸外国の水準に追いつけるよう、見直す必要がある」、「選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める」旨が明記されている。

日本は２０２４年に世界経済フォーラムが発表した世界のジェンダー・ギャップ指数で１４６か国中１１８位、Ｇ７の中でも最下位と後れを取っており、女子差別撤廃委員会は日本政府に対し、選択議定書の批准を繰り返し勧告している。選択議定書の批准は、個人に救済の道を開くにとどまらず、司法、立法、行政の場で女子差別撤廃条約をいかし、具体的に差別撤廃を進める力となる。

よって、本市議会は国に対し、女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和６年９月２７日

八 千 代 市 議 会

提出先

衆 議 院 議 長 様

参 議 院 議 長 様

内閣総理大臣様

外務大臣様